

宇部市短期集中予防サービス（通所型C）試行実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45及び宇部市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則に基づき実施する事業のうち第3条第二項に掲げる短期集中予防型（通所型サービスC）事業（以下「短期集中予防サービス」という。）を試行実施するサービス（以下「試行サービス」という。）に必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この要綱は、生活機能や運動機能が低下し自立した日常生活の継続にかかる課題に対し、その要因の改善に向けた支援を提供することで、以前に送っていた生活を取り戻すことや要介護状態への進行を防止する短期集中予防サービスの試行サービスを実施し本格実施を目指すことを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）の例による。

（実施主体）

第4条 実施主体は、宇部市とする。ただし、試行サービスについては、適切な提供体制が確保できると認められる指定介護事業所、医療機関等（以下「実施事業所」という。）に委託することができるものとする。

（試行サービスの利用者）

第5条 試行サービスを利用できる者は、要支援認定を受けた第1号被保険者及び平成27年厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストの記入内容が告示に定める事業対象者基準に該当した第1号被保険者で、リハビリテーション専門職及び地域包括支援センター職員による訪問調査及びアセスメントを受け、当該結果を精査する判定会議により試行サービスの利用を認められた者とする。

（試行サービスの内容）

第6条 試行サービスの内容は、セルフマネジメント向上のための個人面談のほか次の各号に掲げるものについて、試行サービス利用者の心身の状態等にあわせて3か月間で12回実施するものとする。なお、試行サービスの利用者は、試行サービスの初日と終了日に実施事業所において体力測定を受けなければならない。

- (1) 社会参加プログラム
 - (2) IADLプログラム
 - (3) 介護予防教育プログラム
 - (4) 運動機能向上プログラム
 - (5) 口腔機能向上、栄養改善プログラム
 - (6) 自宅訪問による生活行為指導、生活環境や道具の工夫に関する助言
 - (7) その他、リハビリテーションに資する運動等
- 2 前項第6号については、必要に応じて利用者の自宅を訪問し、生活行為指導、生活環境や道具の工夫に関する指導が実施できることとし、その実施回数は、前項の回数の中で最大1回実施できる。
- 3 実施事業所は、試行サービスの利用者を必要に応じて送迎しなければならない。

(人員に関する基準)

- 第7条 サービス提供時間ごとに置くべき従業者の員数は、管理者及び専ら当該サービスの提供に当たる従事者が利用者10人につき1人以上とする。また、利用者に対する従事者はサービス期間中において同一の者とする。
- 2 前項の従事者は、理学療法士又は作業療法士等のセルフマネジメント向上のための個人面談業務を実施するにあたり、経験及び専門的知識を有すると認められる者とする。
- 3 前条第1項第5号は、専門的知識を有する職種を別に配置し実施する。ただし、第2項の従事者がそれを行う場合は、その限りではない。
- 4 第1項の管理者は、専らその職務に従事しなければならない。ただし、実施事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を他のサービスの職務に従事させることができるものとする。

(設備に関する基準)

- 第8条 試行サービスの実施に係る設備基準は、利用者の個人面談の実施を妨げない広さであるほか、試行サービスを提供するために必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(運営に関する基準)

- 第9条 試行サービスの実施に係る運営は、宇部市通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第18条、第21条、第22条、第29条第1項、第31条第1項、同条第2項、第34条第1項、同条第2項、第36条、第39条及び第42条第2号から第9号に準ずる。

(訪問調査及びアセスメント)

- 第10条 第5条に定める訪問調査及びアセスメントについては、短期集中予防サービスを検討する目的のほか、短期集中予防サービスの円滑な実施を目

的に、試行サービスを利用しない同条に定める第1号被保険者に対しても実施する。

- 2 前項の訪問調査及びアセスメントは、市長が業務を依頼したリハビリテーション専門職が実施する。
- 3 前項の専門職は、宇部市に在するリハビリテーション専門職団体が推薦した者も含む。
- 4 リハビリテーション専門職が同条第1項の訪問調査を実施するときは、調査対象者を担当する地域包括支援センター職員に同行し、共同して実施しなければならない。
- 5 リハビリテーション専門職は、前項による訪問調査の実施後、アセスメント結果を地域包括支援センターに提出しなければならない。

(利用者負担)

第11条 試行サービスにかかる利用者の負担は求めない。ただし、サービス提供にあたり、利用者個人の所有物となる物品等の購入が必要となる場合は、その実費相当額を利用者が負担する。

(賠償の免責)

第12条 試行サービスの実施に関して生じた事故による損害については、特別な理由がある場合を除くほか、市は賠償の責を負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関して必要な事項は、市が別に定める。

附 則 この要綱は、令和6年5月8日から施行する。